

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
関会長	<p>開会（事務局紹介、定数報告及び配布資料確認）</p> <p>正副会長の互選（会長に関 篤氏、副会長に三角 元子氏が就任）</p> <p>会議の公開の決定</p> <p>傍聴者の確認、傍聴者へ傍聴要領遵守のお願い</p>
事務局	<p>事務局より資産等補充報告書の説明をお願いします。</p> <p>委員意見まとめの内容と事務局の見解の報告</p> <p>このことについて、協議を要する意見については委員の皆様でご検討いただき、意見又は付言として記載するかどうかの決定をお願いしたい。</p>
関会長	<p>私が出した意見について補足説明したい。</p> <p>① 資産等補充報告書の記載事項について、該当資産がない場合は「該当なし」該当資産があって増加がない場合は「増加なし」と考えている。</p> <p>② 借入金については、年度の経過とともに減っていくと思うので、「増加なし」というのは適切性にかけるのではないかと考える。借入金の適切な金額を記載するか残高証明書を添付すべきと考えている。</p> <p>③ 添付書類について、審査要領では「送信した事実が分かる書類」を添付させることになっている。今回「申告書等送信票(兼送付書)」が添付されているので、これだけで十分で、別途3枚の書類は添付する必要がなかった。</p> <p>なお、メッセージBOXから出力される「受信通知」には送信した日時のほか所得金額、納税金額、還付金額も印字されるので、今後添付させる書類としては「申告書等送信票(兼送付書)」より「受信通知」の方が適切で望ましい。</p> <p>④ 納税証明書について、納税義務者が畠山稔表示のものではない。共有名義であるので外何名という表示も分かるが、この審議会では審査するのは畠山稔の記録になるので、畠山稔名の証明書が必要ではないか。</p>

<p>三角副会長</p>	<p>委員の皆様のご意見等いかがか。</p> <p>①の意見についてはいかがか。保有する資産がない飛行機とか船舶になるとそもそも保有してないものなので「増加なし」という記載は適切ではないのではないか。</p> <p>元のものと突き合せれば「増加なし」という記載で問題ないと考える。新しいものだけでみると「ない」が「増加なし」なのか、元々あるものが「増加なし」なのか分からない面がある。</p> <p>新しく出たものだけでわかるようにするには関会長が言うように「該当なし」でいいと思うが、補充報告書の趣旨が増減の有無を報告するということだとすると「増加なし」の記載で良いのではないか。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>対象者は継続性がある対象者である。前回これで認められたものに対して増加なしということなので、報告の仕方として間違っているものではない。視点を、会議を開くたびにリセットして書類をつくり直させるやり方と、別の視点として、倫理審査というよりは技術的な部分で書き方の問題になるので、行政担当者としての言葉の使い方として技術的な点で市長に対して書類を出し直して欲しいという要求する性質のものということで考えるべきなのか、事務局で技術的に修正を加えて市長に報告をする性質なのかの見方をもつ。</p>
<p>関根委員</p>	<p>(市長) 本人は、継続性のあるものとして出しているので「増加なし」と思って出している。言葉使いという点では、事務局が記録として公開するという視点に立つならば技術的に修正をするという仕事を担当者たちがやるという部類の話であって、本人に書類の書き直しをさせるとか規定を変えるという話ではないと考える。</p>
<p>事務局</p>	<p>昨年度は全て「該当なし」の記載であったが、昨年度の審査会での提言の趣旨をくみ取って今年度は「増加なし」との記載にした。今後は資産の保有がないものは「該当なし」、すでに資産等報告書で出しているものについては「増加なし」と記載していくように対応してくことは可能である。</p>

<p>関会長</p>	<p>確かに前回までの審査会で増加なし該当なしの議論をした。それに基づいて今回市長から「増加なし」という書き方で上がってきた経緯があるので、無理に戻すのもいかなものかとも思う。</p> <p>(今回は) 両報告書を見ていただければわかるということで、次回から直してもらふことということでよろしいか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>関会長</p>	<p>②の借入金の意見についてはいかがか。</p> <p>通常であれば時の経過とともに借入金は減っていくものなので、この書き方でいいか。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>新たに借入金がないという意味だと考える。要は倫理的に問題があるようなお金が新たに発生したものではない。</p> <p>関会長が言うように、借入金は減っていくものなので「増加なし」は日本語として違和感があるのもわかる。しかし、新たな借入れをしていないという趣旨で考えれば「増加なし」で良いのではないか。</p>
<p>関会長</p>	<p>新たな借入金があったのか、なかったのかがこれでわかるか。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>「増加なし」でわかる。</p> <p>例えば1000万円を借り入れて現在700万円だったとする。その場合は「増加なし」。</p> <p>残りが700万円になったけれども、300万円を新たに借入れをし直したらそれは記載対象になる。新たな借入れとは、金額のベースではなく、契約のベースで考えると理解しているがよろしいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのように考えている。</p> <p>一番最初の令和4年1月に提出した資産等報告書が全体の金額になり、そこから新たに借入れ等があった場合にその後に資産等補充報告書に記載していただく。借入金は減っていくが、借入れがあったという事実に着目して資産等補充報</p>

<p>渡辺委員</p>	<p>告書を提出してもらっているという認識である。</p> <p>先ほどリセットと言った意味はそういうところにある。借入金が700万円だ500万円だという形だと、増加がないというのは追加がないということで受け取ることができる。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>金額が減っていても、新規借入れがなければ「増加なし」で良いのではないかと。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>新規借入れがないというのは別件がないということ。当然別件の契約があれば、補充報告書に載ってくることになるので問題ない。</p>
<p>関会長</p>	<p>新規借入れがないというのは、金額が減ったとしてもこの報告書には載ってこないということか。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>借入れということで金額は出ないということ。</p>
<p>関根委員</p>	<p>条例をみると「新たに有することになった資産等」になるので、負債も新たに借入れたものでなければ（補充報告書に）載せない。</p> <p>ただ、場合分けがあり、新たな別件の負債がある場合は書くということになる。元々の負債が増えても減ってもいない場合も、「増加なし」。変わらない場合もそれで審査しないことが妥当なのかどうか。同じ負債の金額もありうるのではないかと。継続性のあるものなので補充報告書でどこまでを審査すべきなのか。借入金についても該当なしと額を出す場合、どこまで補充報告書で審査すればいいのか。どこまで審査報告書で審査が終わっているのか分かるように落とし込んでいく。新しく委員になった方にも分かるようにしていく。</p> <p>今回意見を出さなかった経緯としては、前回から変更がないということで補充なしということで適正だろうと現状の条例や審査要領から判断した。審査要領については、もう少しこなれたものを作る必要があるのかもしれない。ただ、文言整理するのは大変である。</p>
<p>事務局</p>	<p>借入金の疑義の根底にあるのは借入金の種類についてだと考える。様式が総額</p>

	<p>ベースでしか記載できないものであるのでアバウトな印象を受ける。事務局として、資産等報告書から補充報告書に進めていくが、そこに該当する借入金がどの種類のものなのか明細として今後書けるようにして、明細ごとの借入金等に増加があったかなかったか、記載するようにすれば新しい借入金が生じたかどうか確認できるようになるというような見直しをしようと考えている。</p>
三角副会長	<p>佐藤委員には資産等報告書を渡したのか。</p>
事務局	<p>渡していない。</p>
佐藤委員	<p>今回意見を出さなかったのは、前年度もこのような形で進んできているものだったと思ったので、数年続いているものと理解していたので、特に意見がなかった。</p>
三角副会長	<p>佐藤委員に前回までの資産等報告書を渡すべきである。</p>
事務局	<p>申し訳ない。後ほどお渡しする。</p> <p>政治倫理審査会を始めて3年目になる。国等を参考にしてきたが実際に実務を行ってみると、今回の借入金のように整備されていない部分もある。現状の枠の中で審査していくことになる。気付いた点については忌憚なく伝えていただきたい。</p>
関会長	<p>では、借入金について前回の報告書から変わった場合は、内容について分かるような形でこの審査要領を改定するような形で良いか。</p>
関根委員	<p>借入金の総額については会長の意見に賛成である。補充であっても具体的な金額を載せて審査会で推移を見ていっても良いのではないか。</p>
関会長	<p>選挙で受かった人がその間に財産なり資産が変化したのかが問題であるので、その都度経過が分かる形のを報告してもらって審査する立ち位置にしたいと考えている。借入金が増えたのか減ったのかわからない状態だとうやむやになってしまう。数年後市長が辞める時にどうだったかわからないことになってしまう。</p>

事務局	<p>うので、きちんと分かるような仕組みを作っていく必要がある。</p> <p>審査要領については、令和2年に作り、まだまだ見直しが必要だろうというところである。今回の意見を踏まえて次年度以降資産等報告書に反映させていこうと考えている。</p>
委員	(了承)
関会長	<p>③の意見について望ましいのは受信通知であって、それでやってもらえればその他の書類は必要ないと考える。今回はこれでいいので、今後は受信通知1枚でやっていただければと考える。</p>
事務局	<p>これについても、②の意見と同様に意見を報告させていただき、次回から資産等補充報告書に反映していければと考えている。</p>
委員	(異議なし)
関会長	④の納税証明書の件についてはいかがか。
三角副会長	代表者以外の共有者の名義で証明書を出せるのか。
事務局	証明書の仕様として代表者名義で発行する使用になっている。
関会長	共有者が証明書が欲しいと窓口に来たら共有者名で出ないのか。
事務局	外1名に入っているので出ない。システムの都合もあるが代表者名でしか出せない。
関根委員	<p>息子宛てに納税通知書が発送されている。郵便が共有代表者に出ている。送り先ではない人が外1名という表記になっている。代表者でない人が来た場合は名前が出るようなシステムに現状なっていないということ。</p>

<p>関会長</p>	<p>出ないのであれば仕方がないが、いきなりこの証明を見た方は関係性が分からない。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>どこの自治体もそうだと思うが、お願いすれば代表者の名義を変えられるのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>共有不動産の対象はマンションで、息子が住んでいるマンションということで息子が代表者で登録されている。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>共有の場合は一般的に持ち分が多い方が代表になると思うので、これであれば不動産の登記などで持ち分を明らかにした方がいい。共有者で市長分の持ち分が分かる。現状持ち分が分からないので、補充資料があれば今の納税証明書でわかる。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理すると、納税証明書だけでなく共有者等を把握するために登記もつけた方がいいということか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>そうすれば持ち分も分かって良い。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状、規則だと、納税関係の書類のみになっている。登記を求めるのであれば今後ということになる。現状は納税証明書のみでかまわないか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>昨年もそれで通っているということなので問題ない。</p>
<p>関根委員</p>	<p>以前、名寄帳が提出されている。元々の委員は今までの経過でこの納税証明で判断できている。ただ、納税確認の資料として出てこないところではあるので、今日の佐藤委員のご指摘はごもっともである。</p>
<p>事務局</p>	<p>審査経過がないと見えてこないところであり申し訳ない。</p>

関会長	共有者の誰の名義でも出ると思っていた。
事務局	<p>証明書に関しては、システム上出ないということで、補充報告書で必要ということであれば、新たに規則を改正する必要があるか、それともこれまで通り資産等報告書の経過で見えていくかになる。</p> <p>補足になるが、所得証明に関する証明の部分になり、条例上証明すべき内容は納付状況の証明になるので今回提出している納税証明書で問題はないと考える。登記等をつけるとなると条例から反れた形になってしまう。</p>
渡辺委員	<p>前回議論もした部分になってくる。どこまで立ち入って考えるかということだろう。</p>
関会長	<p>持ち分が分かる書類といたら名寄帳以外にないか。</p>
佐藤委員	<p>登記簿謄本がある。</p>
三角副会長	<p>資産等報告書から経年で並べてみれば分かる。全てを一回リセットしてそれだけ見ればわかるように提出してもらうか、経年で見えていくもので良しとするか。元々の作りが最初から続けて経年で見えていくという作りになっている。</p>
関根委員	<p>今回については、佐藤委員に前回までの資料を渡すのは可能ということで、登記と名寄帳を見ていただいてそれで分かったということであればいい。今回の議論については、また次回に活かすということでもいいと考える。ちなみに持ち分は2分の1ずつになっている。</p>
三角副会長	<p>納税証明書については現状のままで受け、共有名義の場合は資産等報告書を確認する。</p>
関会長	<p>補充報告書に持ち分を表記させるかどうか。</p>
渡辺委員	<p>この書類の形がルール違反でないということであればそこまで踏み込んで行う</p>

	<p>必要があるのか。</p>
三角副会長	<p>関会長が言っているのは、共有の場合にはその持ち分を記入すると書いてあることである。補充報告書であっても持ち分を記入したら良いのではないかということ。</p>
事務局	<p>資産等補充報告書になるので、資産等に増加があった場合に記載していただく。土地家屋に関しても、資産等報告書に持ち分も記載されている。基本的に最初の資産等報告書に記載されているので確認することができる。補充報告書は新たに資産があった場合はその情報を記載していただく。それが共有資産だった場合は持ち分を書いていただくということで良いか。</p>
三角副会長	<p>例えば共有持ち分が減った場合は資産等報告書には同じように増加なしとなるか。</p>
事務局	<p>現状新たに有することとなった場合についてとなっているので、減った場合に関しては記載の対象になっていない。</p>
三角副会長	<p>私としては特に疑義のあるわけではない。 関会長としては今回はこれで良しとし、今後は、納税証明書に名義が出てこない場合は登記簿等が必要ということか。</p>
関会長	<p>最初は資産等報告書が出てきて、1年後2年後に補充報告書が出てくるということからすると、資産の増減が分かれば問題ない。増えていないかわかるか。</p>
三角副会長	<p>増加だけ分かる。失ったものは出ない。減ったものについては増加なしとなる。</p>
関会長	<p>失ったものもわかるようになっていないとよろしくない。</p>
関根委員	<p>「増加なし」にするか。「増減なし」にするか前回議論したような気がする。</p>

関会長	1年か2年後資産が増えたのか減ったのか分からない。増加なしただけだとよろしくない気がする。
関根委員	どこまで審査を見ていくのかということであろう。
関会長	資産が増加していることが分ければよくないと考える。
三角副会長	資産の増加は分かる。減少は分からない。
事務局	過去の事例の紹介になるが、証明書の部分で不明なところがあった場合に証明書のところに一筆書いてもらうような対応をとったことがある。納税証明書については次回以降付言という形をとってもいいかもしれないが、納税証明書に共有者の名前を一筆書いてもらって証明してもらう形でもいいのではないか。
関会長	それは、市長本人が書くのか。
事務局	本人が提出する書類になるので、畠山市長に一筆書いてもらう。
三角副会長	それはそれで一つの解決方法である。
事務局	その対応であれば、条例の証明事項に対応していない証明を添付するというのもないし、本人が正式な書類として出したことにもなる。
関会長	それしかないのか。
事務局	今回の論点は本人の書類かどうかというところであると考えてる。
関会長	では、そのようにする。
事務局	差し支えなければ次回からそのように対応していく。

委員	(異議なし)
関会長	<p>それではお願いする。</p> <p>では、⑤の意見について、審査要領を改定したらどうか。</p>
事務局	審査要領に関する見直しのため改定可能と考えている。
関会長	次に⑥の意見についてはどうか。
事務局	おっしゃるように、固定資産税には都市計画税が含まれているので、審査会で意見が一致すれば審査要領を変更するのは可能である。
関会長	実際、納税証明書を取るとなると固定資産税との表記になり都市計画税が区分されていない。であれば、固定資産税（都市計画税を含む）というような文言に変えた方がいい。
関根委員	固定資産税と都市計画税を分ける実益がある場合はそれぞれ納めているということでも〇をつける実益もあると感じるが、自身の経験上分ける必要はないと考える。実質まとまって課されている税なのでここで表を分ける必要もなく実際に出ている資料も一緒になっているというのであれば会長のいう記載の方が分かりやすいと考える。
渡辺委員	<p>都市計画税は、目的税で時に変動したりなくしてしまうことがあるようなことを前提に作られた記憶がある。であれば、関根委員が言ったように、分けるというような概念になじまないような気がする。</p> <p>しかし、会長の目から見ると、今事実上あるのだから、あるものは出すという意見でいいか。</p>
関会長	一般の人は固定資産税というと都市計画税を含んだうえで固定資産税ということで理解していると思う。ただ、法律の建付けとしてあるものなので固定資産税と都市計画税と分けて記載があるが、実際、納付書は固定資産税として都市計画

	<p>税を含めたものを納付しているので実態に合わない。</p> <p>では、固定資産税として表示して都市計画税を消してもいいか。</p>
事務局	<p>政治倫理条例上、納付状況の確認として都市計画税も入るので、様式から消すのはよくないと思う。</p>
関会長	<p>都市計画税と表記するくらいか。</p>
三角副会長	<p>納税証明に固定資産税と書いてあるが、ここに「固定資産税・都市計画税」それで直してもらうのはどうか。</p>
関会長	<p>それはシステムとしてできないか。</p>
事務局	<p>政治倫理審査会で及ぶところか難しいところ。現状対応が厳しい。</p>
三角副会長	<p>関会長は表が分かれていることが気になるということか。</p>
関会長	<p>納税証明書と見比べたときに都市計画税が含まれたものが発行され、システムが直らないものだとすると、今の審査要領でいいのではないかと考える。固定資産税（都市計画税を含む）という形で表記を直した方がいいと考える。</p>
三角副会長	<p>固定資産税の中に都市計画税を含んでいると分かるものとしては、納付書だと思う。納付書のコピーか、市長の手書きか。</p>
関会長	<p>都市計画税だけの納税証明書はでるのか。</p>
事務局	<p>出ない仕様になっている認識である。</p>
関会長	<p>そうであるとすれば、このままでいいか。</p>
関根委員	<p>実益がないのでこのままでいいと考える。</p>

関会長	意見がなければ記載は変更なしでいいか。
委員	(異議なし)
関会長	議論は出尽くしたということでいいか。 三角先生の見解はいかがか。
三角副会長	関会長と同じ意見である。付け加えることはない。
関会長	全体をまとめて意見はあるか。
事務局	先ほどの意見の内容について、資産等補充報告書の「増加なし」「該当なし」の表記について、今回はそのまま、次回以降は、資産の増加がないものは「増加なし」、資産の保有がないものは「該当なし」という記載でよろしいか。
委員	(了承)
事務局	こちらについては審査要領に関わる部分になるので後ほど改正案を提出する。 続いて、2点目の借入金については、規則の様式で借入金の種類が分かるように様式を変更する。こちらは付言という扱いでよろしいか。 3点目の申告書の添付書類について、送信票の代わりに受信通知ということでよろしいか。
関会長	受信通知と第1表、第2表、もしあれば第3表、所得内訳書まででいいということである。そのあとの3ページ分がいらないので、次回以降直してもらえば良い。
事務局	了承した。

	<p>続いて、4点目の証明書の件はシステム上市長名義の証明書は出ないということなので、共有名義の場合は証明書に自身のものである旨を一言付け加えるという形で次回以降から行っていく。</p> <p>5点目の商業登記簿について、これに類する書類を含めることについては、先ほどのものと合わせて審査要領の改正案を提示する。</p> <p>最後の件については、このままということに特に様式等変更なく対応させていただきたい。以上でよろしいか。</p>
委員	(了承)
関会長	補足する意見等はあるか。
委員	(意見なし)
関会長	<p>ないようなので確認する。</p> <p>今回提出された資産等補充報告書等は現行の制度に基づいて作成されているということによろしいか。</p>
委員	(了承)
関会長	<p>ご意見がないようなので、今回の資産等補充報告書が適正に作成されたものということで決定する。</p> <p>それでは事務局にこれまでの結果を資産報告書(案)への反映をお願いする。</p>
関会長	<p>では、ここで15分くらい休憩とする。</p> <p>(休憩)</p>
関会長	それでは会議を再開する。議事の「(2) 審査報告書について」、事務局から説

	明をお願いする。
事務局	※事務局から資産等補充報告書等審査報告書（案）について1～5までの項目の記載内容の説明。
関会長	それでは審査報告書（案）1～5について意見があればお願いする。 事務局の説明について皆様いかがか。
委員	（異議なし）
関会長	特に意見がなければこの審査報告書を決定して提出する。 その他、事務局よりお願いする。
事務局	※審査要領改正案の説明。
佐藤委員	商業登記簿謄本というのはあえてこの言葉を使っているのか。最近あまり商業登記簿とはいわない。全部事項証明書という。
事務局	施行規則第7条において、関連会社等に必要な添付書類で必要なものは商業登記簿謄本となっている。規則上の規定からこの表現を用いている。
佐藤委員	了解した。
関会長	（3）の記載内容だが、そもそも該当資産がない場合は「該当なし」、増加資産がない場合は「増加なし」と読み取れるか。
事務局	審査要領の文言については、資産等の増加がなかったというところに原則をおいているので、増加がなかった場合は「増加なし」。増加がない場合においても当初の資産等報告書でそもそも資産を有していないということであれば「該当なし」と読めるのではないかと事務局としては考えている。

関会長	増加資産等といっているのは当該資産というだけでは問題なのか。
事務局	毎年新たに有することになった資産が対象になるので、当該資産となるとその意図が読み取れないのではないかとということで、増加資産と規定させていただいた。
関会長	増加資産等と付け加えてしまうとわかりにくいのではないかと。
事務局	<p>そもそも「増加なし」と記載するということが審査要領に書かれていなかった。あくまで資産等報告書と同じように「該当なし」と書くということを準用していた。</p> <p>前回の審査会の意見と今回の審査会の意見を踏まえて、もともと資産があつて新たに有することになった資産については「増加なし」、もともとの資産がないものについては「該当なし」と書くというのが第3号になる。</p>
関会長	増加資産等に該当がない場合にあってはというのはくどのような気がする。文言の問題なのか。
渡辺委員	私としてはこの表現であれば間違わないと思うのでいいと考える。
事務局	表現の仕方については、条例上の言い回しとしてこのように略称させていただいた。重複した表現がないように調整したところである。
渡辺委員	マニュアルとして考えると分かりやすくいいと思う。
三角副会長	(2) で2から10まで資産等に該当がない記載がされていること。とあるので、補充ではないものについて「該当なし」で記載するというようなことがあるのであれば、「該当なし」で記載するという11を審査補充報告書について準用してしまえばただし書きはいらなくなる。
事務局	それはご指摘の通りである。(3) にこの場合はこう書くところがあるので、(2) の

	<p>11を10に直さなくても基本なければ準用で採用されて、増加がない場合は(3)ということで、(2)を10から11に戻すということ。</p>
三角副会長	<p>関会長は増加資産とあるのに、増加がない、該当がない、とあるのが気になるということか。</p>
関根委員	<p>概念的に整理されたものが実際に書類を作る人がやりやすいのかという面もあって、結局該当なしでいいのか。増加なしでいいのか。</p>
関会長	<p>該当なしなら「該当なし」、増加なしなら「増加なし」でいい。</p>
事務局	<p>今までのご意見をまとめると、(2)については該当ないというところを準用させるために11までの規定は準用するというところで「該当なし」を読むという形をとる。(3)については、増加資産等に該当がない場合というところが、分かりにくさを生じさせているので、「増加資産がない場合にあつては」として、「ただし」以下を消してしまうということによろしいか。</p>
関会長	<p>いいだろう。</p>
事務局	<p>そのように見直す。</p> <p>続きましてスケジュールについて、今年度の審査会の会議については、今回の会議で終了となる。</p>
関会長	<p>他に何かあるか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
関会長	<p>以上で、議事を終了とする。</p> <p>閉会</p>